

貨物軽自動車運送 事業者の安全対策が 強化されました



一人で事業を行っている場合は、自ら実施してください

主な 安全対策

貨物軽自動車運送事業者における重大事故が増加していることを踏まえ、令和6年に法令を改正し、令和7年4月から安全対策を強化することとしました。

本リーフレットでは新たな安全対策を含め、主なものをまとめています。貨物軽自動車運送事業者は、一人で事業を行っている場合でも、自ら安全対策を実施する必要があります。定められた安全対策をしっかりと行うことで、安全運行に努めてください。

所定のタイミングで実施

運行業務の開始後に所定のタイミングで実施

法令で定められている事項	概要	実施タイミング
NEW 貨物軽自動車安全管理者の講習受講 <small>バイク便を除く</small> ▶P2	●貨物軽自動車安全管理者は 選任前に加えて、選任後も2年ごとに受講 しなければいけません	—
NEW 貨物軽自動車安全管理者の選任・届出 <small>バイク便を除く</small> ▶P2	●営業所ごとに選任し、選任時には 法令で定められた事項について、運輸支局等を通じて国土交通大臣に届出 しなければいけません	—
NEW 初任運転者等への指導及び適性診断の受診 <small>バイク便を除く</small> ▶P2	●法令で定められた初任運転者等の特定の運転者に対して、 特別な指導をしなければ、また、適性診断を受診 させなければいけません	—
健康状態の把握	●運転者に対して、 雇い入れる際や1年に1回健康診断を受診させ、受診結果を事業者に提出 させなければいけません	—
運転者に対する指導及び監督 ▶P4	●運転者に対して、運行の安全確保のために 必要な運転の技術や関係法令の遵守事項の指導・監督 を毎年実施しなければいけません	—
点呼 ▶P4	●運転者に対して、 乗務の前後に必要な事項を確認 し、運行の安全を確保するために必要な指示をしなければいけません	乗務前 乗務後
運転者の勤務時間の遵守 ▶P4	●運転者の勤務時間は、法令で定められた時間の範囲内に収めなければいけません	乗務前 乗務中 乗務後
異常気象時における措置	● 台風接近時に必要に応じて運行を中止 したり、雪道では 冬用タイヤを装着 するといった、輸送の安全を確保するための措置を講じなければいけません	乗務前 乗務中
NEW 業務の記録 <small>バイク便を除く</small> ▶P3	●法令で定められた項目について 記録を作成し、1年間保存 しなければいけません	乗務前 乗務後
過積載の防止	● 過積載による運送を前提とする運行計画の作成や運送の引き受け、指示 をしてはいけません	乗務前
貨物の適正な積載	● 貨物の重さが、前後や左右で偏らない ようにしなければいけません ● 荷崩れて貨物が落下しないよう、ロープやシートを掛け なければいけません	乗務前 乗務中
NEW 事故の記録 ▶P3	●事故が発生した場合、その 概要や原因、再発防止対策等 を記録し、 3年間保存 しなければいけません	乗務後
NEW 国土交通大臣への事故報告 ▶P3	● 死傷者を生じた事故等 について、運輸支局等を通じて 国土交通大臣へ報告 しなければいけません	乗務後

※各種の記録・保存は、パソコンやスマートフォンにて実施可能です。

NEW : 令和7年4月からの新たな安全対策 **バイク便** : 三輪の軽自動車や二輪の自動車を用いる貨物軽自動車運送事業

令和7年4月からの新たな主な安全対策

NEW

貨物軽自動車安全管理者の講習受講

貨物軽自動車運送事業者は、貨物軽自動車安全管理者に選任しようとしている者に**貨物軽自動車安全管理者講習**を、貨物軽自動車安全管理者に**貨物軽自動車安全管理者定期講習**を、国土交通大臣の登録を受けた**講習機関**で**受講**させなければいけません^{※1}。



登録機関の詳細は[こちら](#)



1 貨物軽自動車安全管理者講習	貨物軽自動車安全管理者の選任にあたり受講
2 貨物軽自動車安全管理者定期講習	選任後2年ごとに受講 [※]

※1：貨物軽自動車運送事業以外の貨物自動車運送事業も行っている場合であって、現に運行管理者として選任されている者を除く

NEW

貨物軽自動車安全管理者の選任・届出

貨物軽自動車運送事業者は、**営業所ごとに「貨物軽自動車安全管理者」を選任^{※2}**しなければいけません。「貨物軽自動車安全管理者」は上記講習の内容を理解し、課せられている安全対策を確実に行うようにしましょう。なお、「貨物軽自動車安全管理者」を選任したときは、主に以下の項目等について、運輸支局等に**届出**しなければいけません。



届出書の様式は[こちら](#)



1 貨物軽自動車運送事業者の氏名又は名称
2 貨物軽自動車安全管理者の氏名及び生年月日
3 貨物軽自動車安全管理者の選任年月日及び講習修了年月日

※2：令和7年3月末までに貨物軽自動車運送事業の経営届出を行った事業者は、令和9年3月までに選任
令和7年4月以降に貨物軽自動車運送事業の経営届出を行った事業者は、速やかに実施

NEW

初任運転者等への指導及び適性診断の受診

貨物軽自動車運送事業者は、以下の運転者に対して、**特別な指導^{※3}**をしなければいけません。また、国土交通大臣に認定された**適性診断の受診^{※3}**もさせなければいけません。

1 初任運転者（過去に一度も特別な指導・適性診断を受けていない者）
2 高齢者（65歳以上の者）
3 死者又は負傷者が生じた事故を引き起こした者

また、貨物軽自動車運送事業者は、**運転者の氏名、当該運転者に対する指導及び当該運転者の適性診断の受診状況等を記載した貨物軽自動車運転者等台帳を作成し、これを営業所に備え置かなければいけません。**



特別な指導の詳細は[こちら](#)



適性診断機関の詳細は[こちら](#)



※3：令和7年3月末までに貨物軽自動車運送事業経営届出を行った事業者は、令和10年3月までに実施
令和7年4月以降に貨物軽自動車運送事業経営届出を行った事業者には、猶予期間はありません

業務の記録

貨物軽自動車運送事業者は、行った業務について主に以下の項目等の記録を作成し、**1年間保存**しなければいけません。

- ① 運転者等の氏名
- ② 車両番号（ナンバープレート等）
- ③ 業務の開始、終了及び休憩の日時
- ④ 業務の開始、終了及び休憩の地点
- ⑤ 業務に従事した距離
- ⑥ 主な経過地点



業務記録の
様式例は[こちら](#)



事故の記録

貨物軽自動車運送事業者は、事故が発生した場合、主に以下の項目等の記録を作成し、**3年間保存**しなければいけません。

- ① 乗務員等の氏名
- ② 事故の発生日時
- ③ 事故の発生場所
- ④ 事故の概要
- ⑤ 事故の原因
- ⑥ 再発防止対策



事故記録の
様式例は[こちら](#)



国土交通大臣への事故報告

貨物軽自動車運送事業者は、死傷者を生じた事故等、**重大な事故が発生した場合**、主に以下の項目等について、30日以内に所定の様式により**運輸支局等を通じて国土交通大臣に報告**しなければいけません。

加えて、2人以上の死者を生じた事故等、重大な事故については、24時間以内においてできるだけ速やかに運輸支局等に速報しなければいけません。

- ① 自動車の使用者の氏名又は名称
- ② 事故の発生日時
- ③ 事故の発生場所
- ④ 当時の状況
- ⑤ 当時の処置
- ⑥ 事故の原因
- ⑦ 再発防止対策



事故報告の様式、
報告すべき事故の内容
は[こちら](#)



引き続き実施が必要な主な安全対策

点呼

乗務前に、運転者や事業用自動車に何らかの問題が確認された場合は、運行してはいけません。
また、点呼の内容は日々点呼記録簿に記録したうえで**1年間保存**しなければいけません。

法令で定められている確認事項	確認方法の例	実施タイミング
運転者の酒気帯びの有無 ※	アルコール検知器を用いて、酒気帯びの有無を確認するとともに、 運転者の状態 を目視で確認します	乗務前 乗務後
運転者の疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無 ※	体温や血圧、顔色、呼気の臭い、声の調子の情報によって、確認します	乗務前
業務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況	気になる点があったかを確認します	乗務後
車両の日常点検の実施又はその確認	走行距離や運行時の状態等から判断した適切な時期に、エンジンルーム内、ライト、タイヤ、運転席周りについて、目視等により確認します	乗務前

点呼記録簿の例は[こちら](#)



日常点検表の例は[こちら](#)

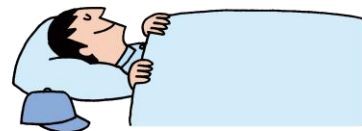


※一人で事業を行っている場合は、自ら確認を行ってください。加えて、ご家族と同居している場合には、自身の体調を客観的に見てもらうことも有効です。

運転者の勤務時間の遵守

安全な運行のために以下の内容を守り、運転者に休憩や休息を十分に与えましょう。

1年、1か月の拘束時間	1年：3,300時間以内、 1か月：284時間以内
1日の拘束時間	13時間以内 (上限15時間、14時間超は週2回までが目安)
1日の休息期間	継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない
運転時間	2日平均1日：9時間以内、 2週平均1週：44時間以内
連続運転時間	4時間以内



改善基準告示の詳細は[こちら](#)



※一人で事業を行っている場合は、自ら上記時間の範囲において勤務時間を設定し、遵守する必要があります。

運転者に対する指導及び監督

運転者に対する指導及び監督を**毎年実施**する必要があります。また、**①実施した日時と場所、②実施内容、③実施した者と受けた者、を記録したうえで3年間保存**しなければいけません。

具体的な実施内容の例は、今後公開予定のマニュアルをご覧ください。

※一人で事業を行っている場合は、**指導監督マニュアル**を理解することをはじめとして、自ら必要な知識を習得する必要があります。

指導監督マニュアルは[こちら](#)



問い合わせ先

電話番号 050-3666-8021※1 (平日9:00~17:00)

メール info@kamotsu-k.co.jp 対応期間 令和7年3月31日まで※2

※1：電話は混み合う場合がございますので極力メールにてお問い合わせください

※2：来年度につきましても問い合わせ窓口を設置予定となっております

安全対策の内容について、国土交通省ウェブサイト、動画・FAQを公表しています。

ウェブサイト

